第１６号様式（第５条第１項関係）

自動車使用証明書

（運転手雇用契約）

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を雇用したことを証明します。

　　　　　　年　　　月　　　日

令和８年１月２５日執行

秦野市長選挙

候補者

１　契約の相手方

(1)　住所

(2)　氏名又は名称

(3)　法人の場合は代表者の氏名

２　証明内容

|  |  |
| --- | --- |
| 雇　用　年　月　日 | 金　　　額 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |
| 年　　　月　　　日 | 円 |

３　添付書類

運行日報（第１９号様式）

※候補者が直接秦野市選挙管理委員会に提出する場合は、レ点を記入してください。

□　運転日報は、候補者が直接提出します。

（裏面に続きます）

備考

１　同一の日において一般乗用旅客自動車運送契約と運転手雇用契約のいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られますので、候補者が運転手雇用契約を指定する場合に限り、この証明書に記載してください。

２　同一の日において２名以上の運転手が雇用される場合は、公費負担の対象となるのは候補者が届け出た１名に限られますので、候補者は、その指定した１名についてのみ記載してください。

３　１の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び２の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手については、その契約に係る事業者等は、秦野市に支払の請求をすることはできません。

４　この証明書は、運転手雇用契約に係る事業者等（以下「事業者等」といいます。）ごとに作成し、候補者から事業者等に提出してください。

５　事業者等が秦野市に支払の請求をするときは、この証明書（添付書類を含みます。）を「自動車使用に係る請求書（第２０号様式）」に添付してください。

６　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、事業者等は、秦野市に支払の請求をすることはできません。

７　運転手雇用契約における公費負担の限度額は、雇用される運転手１名につき１日当たり１２，５００円です。